

入札公告

しのばず荘中規模改修工事について、制限を付した一般競争入札を行うため、特別区人事・厚生事務組合契約事務規則第10条の規定により次のとおり公告します。この入札に参加を希望する者は所定の日までに申請し、入札に参加する資格があることの確認を受けてください。

令和7年10月1日

特別区人事・厚生事務組合

管理者 吉 住 健 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 種 建築工事
- (2) 工事件名 しのばず荘中規模改修工事
- (3) 工事場所 東京都台東区内
- (4) 施設概要及び工事概要

	施 設 概 要
用 途	寄宿舍（更生施設）
敷地面積	872.33㎡
延床面積	1,617.15㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階
しゅん工年	1976年しゅん工、2002年大規模改修

※1 本件工事は、施設利用者居ながらの工事である。

※2 工事項目は、建築工事（入口扉や窓サッシの一部交換等）、機械設備工（既存空調設備の更新等）、電気設備工事（既存照明のLED化等）、その他建築工事

- (5) 工 期 契約確定日の翌日から令和8年8月31日まで
- (6) 予定価格 非公表

2 競争入札参加資格条件

- (1) 本組合における建設工事等競争入札参加有資格者であり、建築工事の登録資格を有すること。
- (2) 本件公告日現在における建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(以下「経審」という。)の「建築一式」の総合評点が750点以上の者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法に規定する監理技術者資格者証を有する監理技術者を専任で配置できる者
- (5) 申込日時点で引き続き2年以上営業していること。
- (6) 特別区人事・厚生事務組合競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 3(2)エで規定する実績を有すること。
- (9) 経営上以下の状況にないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされた者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされた者
 - ウ 本件入札日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - エ 本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (10) 特別区人事・厚生事務組合契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外者に該当しないこと。

3 入札参加希望申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、本組合が定めた入札参加希望申込書（様式第1号）及び特別区人事・厚生事務組合受付票（本組合の受理印のあるもの）の写しを提出して、この競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 入札参加希望申込書の添付書類

- ア 特定建設業の許可証（直近のもの）の写しを提出すること。
- イ 経審の結果通知書の写しを提出すること。
- ウ この工事に専任する監理技術者を予定監理技術者調書（様式第2号）に記載し提出すること。
- エ 施工実績調書（様式第3号）及び当該契約書等の写しを提出すること（※1）。
- オ 誓約書（様式第4号）を提出すること。

※1 実績は、過去5年間で延床面積1,000㎡以上の寄宿舍、共同住宅又は社会福祉施設の改修工事を記入すること。

- (3) 各種申込用紙の配布

申込書その他の用紙は、公告の日から令和7年10月17日（金）まで、特別区人事・厚生事務組合ホームページ（<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/index.html>）（以下「ホームページ」という。）から印刷するものとする。

- (4) 受付

ア 受付日時は、令和7年10月1日（水）から令和7年10月17日（金）までの午前9時から午後5時までとする。（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

- イ 受付場所

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館18階
特別区人事・厚生事務組合 総務部総務課総務係 契約担当

- (5) その他

- ア 令和7年10月17日（金）午後5時までに申込書類を提出しない者及び競争入札に参加する資格がないとされた者は、この入札に参加することができない。
- イ 申請のために提出された書類は、返却しない。

4 入札参加資格の通知

- (1) 審査の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書（様式第5号）（以下「通知書」という。）により、令和7年10月22日（水）までにFAXで送付することとする。
- (2) この競争入札に参加する資格がないとされた者については、通知書にその理由を付記する。
- (3) この競争入札に参加する資格がないとされた者が、その理由について説明を希望するときは、令和7年10月23日（木）午前9時から午後5時までの間に、契約担当部署あてにFAXで照会すること。照会に対する回答は、翌日以降FAXで行う。

5 競争入札参加者心得

競争入札参加者心得（以下「入札心得」という。）は、ホームページ上で縦覧に供する。

6 見積用設計図書の貸出し

4(1)によりこの競争入札に参加する資格があるとされた者に対して、令和7年10月22日（水）に、見積用設計図書を貸出す。貸出方法は、郵送等で行う。

7 現場説明会

現場説明会の実施はしない。

8 見積用設計図書に関する質疑及び回答

見積用設計図書に関する質疑及び回答は、入札説明書の指示のとおり行うものとする。

9 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

ア 日 時	令和7年11月27日（木） 午前11時00分
イ 場 所	千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 ※場所は別途指示
ウ その他	入札に当たっては、必ず、 <u>4(1)により送付した通知書を持参し</u> 、6により貸出した見積用設計図書を返却すること。
- (2) 入札に際しては、入札心得の内容をよく確認すること。
- (3) 入札書には自己の見積もった金額の100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。
- (4) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。ただし、立ち会うことのできる人数は、1者につき2名までとする。
- (5) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア	入札に参加する者が、保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を当組合に提出したとき。
イ	4(1)の通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

- (6) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 落札者とされた者が、保険会社との間に本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を当組合に提出したとき。
 - イ 4(1)の通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。
- (7) 工事費内訳書を次のとおり提出すること。
 - ア 初回の入札に際し、初回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
 - イ 工事費内訳書には、次の事項を記載すること。(フォーマットを見積用設計図書貸出しの際に配付する)
 - (ア) 記名押印
 - (イ) 工事件名
 - (ウ) 積算金額 (i 総括表 ii 工事種目別内訳 iii 細目別内訳)
 - ウ 工事費内訳書は返却しない。
 - エ 工事費内訳書を提出しない場合には、入札は無効とする。
- (8) 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札について不正な行為があったとき。
 - イ 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ウ その他、入札心得に違反したとき。

10 契約者の決定

- (1) 入札予定価格以下の札を入れた者のうち、最低額の札を入れた者と契約を締結する。
- (2) 本件入札は、最低制限価格の対象としない。

11 代金の支払い

- (1) 前金払い
本件工事は前払金の対象工事としない。
- (2) 部分払い
本件工事は部分払の対象工事としない。
- (3) 完了払い
完了検査合格後に、請求書の受領後40日以内に支払う。

12 その他

- (1) 入札公告に定めた書類の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) この契約事務の担当部署

特別区人事・厚生事務組合 総務部総務課契約担当

TEL 03-5210-9916

FAX 03-5210-9713

メール somu-304@tokyo-23city.or.jp